【報道資料】

令和 8 年 11 月 27 日（仮）　　奈良県生駒市

「STOP!特殊詐欺！」　「訪問販売お断り!!」ステッカーを全戸一斉配布します

～消費生活センターのパンフレットも一緒にお届けします～





生駒市では、特殊詐欺未然防止を図るための「STOP!特殊詐欺!」ステッカー及び訪問勧誘の「お断り」の意思を表示する「訪問販売お断り!!」ステッカーを、広報いこま「いこまち」12 月号（12 月 1 日(火）発行)と併せてご家庭に配布します。

■ ステッカー作成・配布の目的

奈良県は特殊詐欺による被害額が人口当たりでワースト 1 位となっており、本市でも令和 7 年度と比較して件数、被害額共に増加しています。

そこで、市民の皆様の特殊詐欺に対する意識向上を図るために「STOP 特殊詐欺」ステッカーを配布します。

また、本市は、全国的にも数少ない消費者保護条例制定都市です。条例では「訪問販売お断りステッカー」を郵便ポストや玄関付近に貼り、「お断り」の意思を表示している家庭に対する事業者の訪問勧誘を規制しています。

前回の一斉配布から 2 年が経過し、「既に退色しているので、張り替えたい」と言った声を多数いただいていることから、この度一斉に配布するものです。

■ 配布するもの

・「STOP!特殊詐欺!」ステッカー　　丸形：直径約 10 cm
・「訪問販売お断り!!」ステッカー　　丸形：直径約 7.5 cm
　　四角：3.5cm×8 cm
・消費生活センターパンフレット　　A3 二つ折り

■ 生駒市消費者保護条例とは

平成 20 年 4 月 1 日に施行し、消費者保護に焦点を当てて不当な取引行為を禁止しています。消費者庁が令和 4 年 4 月に調査した「地方自治体における消費者行政に関する条例の制定状況とその背景の分析」によると、消費者保護条例を制定している市町村は全国で 89 自治体でした。禁止事項の例は下記のとおりです。

・通常の使用で 6 か月を超えるような健康食品の販売
・訪問販売・訪問買取お断りステッカーを貼って意思表示しているのに訪問し、販売行為を行うなど

※パンフレットとステッカーを記者クラブ室に配布しています。

この件に関する報道関係からのお問合せ
生駒市総務部消費生活センター（所長　福山）☎0743-72-1100